

化学物質の排出量等の集計結果について（法律）【詳細】

ー埼玉県内の令和5年度PRTRデータの詳細ー

埼玉県内で令和5年度に環境中へ排出された化学物質の量について、化学物質排出把握管理促進法に基づき国が集計した排出量等は以下のとおりです。

1 はじめに

(1) PRTR制度の概要

PRTR制度とは、化学物質排出把握管理促進法に基づき、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質について、環境中（大気、公共用水域、土壌等）への排出量及び事業所外への廃棄物等としての移動量を、把握・集計し公表する制度です。

一定の要件※を満たす事業者は、排出量と移動量を自ら把握して都道府県（市）経由で国に届出を行います。

国は届出データや推計に基づき、排出量・移動量を集計し、公表しています。

埼玉県では国が公表した届出データや集計結果をもとに、県内の化学物質の排出量等を集計し、公表しています。

※PRTR届出の要件

- ① 製造業など、政令で指定された業種を営むこと。
- ② 事業者として、常時使用する従業員の数が21人以上であること。
- ③ 次のアまたはイに該当する事業所を有すること。
 - ア 第一種指定化学物質を物質ごとに年間1トン（特定第一種指定化学物質については年間0.5トン）以上取り扱った事業所。
 - イ 特別要件施設（下水道終末処理施設、ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設など）を有する事業所。

○ 国では全国データの集計結果を公表しています。

- ・経済産業省 https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html
- ・環境省 <https://www.env.go.jp/chemi/prtr/riskO.html>

(2) 用語等の解説

○ 第一種指定化学物質（PRTR対象物質）

環境中に広く継続的に存在し、次のいずれかの有害性の条件に当てはまるものとして選定された515物質。

- ① 人の健康や生態系に悪影響を及ぼすおそれがあるもの
- ② その物質自体は人の健康や生態系に悪影響を及ぼすおそれがなくても、環境中に排出された後で化学変化を起こし、容易に有害な化学物質を生成するもの
- ③ オゾン層を破壊するおそれがあるもの

○ 特定第一種指定化学物質

第一種指定化学物質のうち、環境や人体への影響が大きいとされる23物質。

1 届出状況

埼玉県の届出事業所数は1, 408件で、前年度と比較して22件増加しました。

業種別の届出事業所数は表1のとおりです。届出事業所数の多い業種は、①燃料小売業、②化学工業、③金属製品製造業、④プラスチック製品製造業、⑤一般廃棄物処理業の順となっています。

表1 業種別の届出事業所数※

業種	届出事業所数	占有率	業種	届出事業所数	占有率
製造業	(685)	49%	金属鉱業	1	0%
食品製造業	12	1%	原油・天然ガス鉱業	0	0%
飲料・たばこ・飼料製造業	3	0%	電気業	0	0%
酒類製造業	0	0%	ガス業	1	0%
たばこ製造業	0	0%	熱供給業	0	0%
繊維工業	4	0%	下水道業	26	2%
衣服・その他の繊維製品製造業	1	0%	鉄道業	2	0%
木材・木製品製造業	1	0%	倉庫業	1	0%
家具・装備品製造業	4	0%	石油卸売業	11	1%
パルプ・紙・紙加工品製造業	20	1%	鉄スクラップ卸売業	1	0%
出版・印刷・同関連産業	49	3%	自動車卸売業	0	0%
化学工業	147	10%	燃料小売業	562	40%
塩製造業	0	0%	洗濯業	10	1%
医薬品製造業	12	1%	写真業	0	0%
農薬製造業	2	0%	自動車整備業	2	0%
石油製品・石炭製品製造業	11	1%	機械修理業	2	0%
プラスチック製品製造業	75	5%	商品検査業	0	0%
ゴム製品製造業	15	1%	計量証明業	1	0%
なめし革・同製品・毛皮製造業	0	0%	一般廃棄物処理業 (ごみ処分業に限る。)	69	5%
窯業・土石製品製造業	25	2%	産業廃棄物処分業	11	1%
鉄鋼業	18	1%	特別管理産業廃棄物処分業	2	0%
非鉄金属製造業	34	2%	医療業	9	1%
金属製品製造業	113	8%	高等教育機関	3	0%
一般機械器具製造業	20	1%	自然科学研究所	9	1%
電気機械器具製造業	49	3%			
電子応用装置製造業	0	0%			
電気計測器製造業	1	0%			
輸送用機械器具製造業	44	3%			
鉄道車両・同部分品製造業	0	0%			
船舶製造・修理業、船用機関製造業	0	0%			
精密機械器具製造業	11	1%			
医療用機械器具・医療用品製造業	2	0%			
武器製造業	0	0%			
その他の製造業	12	1%	合計	1,408	100%

※ 占有率を整数で表記しているため、届出事業所数が少ない業種の占有率が0となる場合があります。

2 総排出量

(1) 総排出量と構成割合

埼玉県と全国の総排出量とその構成比は、表 2 および図 1 のとおりです。

届出排出量と届出外排出量（届出対象外事業者、家庭および自動車などの移動体について国が推計した排出量）の合計（総排出量）は 13,574 トンでした。令和 4 年度から、総排出量について、埼玉県は 7% 増加し、全国でも 10% 増加しました。

また、都道府県別に排出量を比較すると、埼玉県の総排出量は全国で 5 位、届出排出量は 6 位でした。埼玉県の順位が高い理由は、製造事業所数や人口、自動車保有台数が全国的にも多いことが挙げられます。

埼玉県の届出排出量と届出外排出量の 6 年間の推移は図 2 のとおりです。届出排出量は減少傾向にあることがわかります。

なお、表 2 について、届出外排出量は、届出排出量と異なり過年度の情報が反映・更新されないため、前年度比の数値は令和 6 年 2 月に公開された数値との比較になっています。

表 2 埼玉県と全国の総排出量とその構成比 (単位: トン)

		届出排出量	届出外排出量*				総排出量
			対象業種	非対象業種	家庭	移動体	
埼玉県	排出量	5,798	2,274	1,469	1,696	2,337	13,574
	構成比	43%	17%	11%	12%	17%	100%
	増減率	7%	4%	13%	13%	2%	7%
	全国順位	6 位	4 位	18 位	3 位	4 位	5 位
全国	排出量	136,877	42,922	70,426	33,661	55,259	339,145
	構成比	40%	13%	21%	10%	16%	100%
	増減率	12%	4%	15%	13%	2%	10%

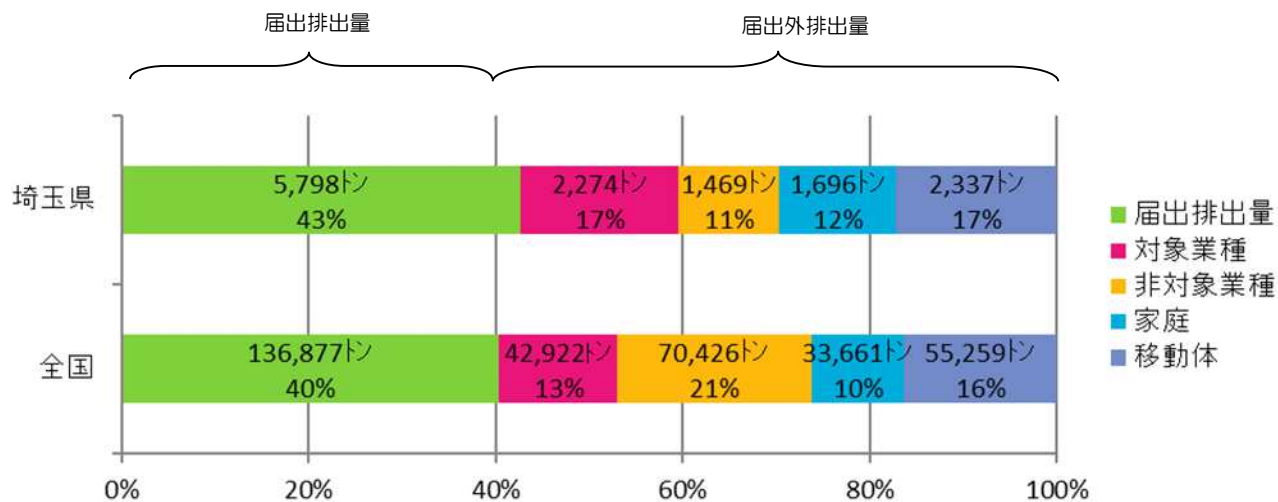
構成比の数値は少数点以下を四捨五入し端数処理を行っているため、その合計は 100% にならない場合があります

* 対象業種：対象業種に属する事業を営む事業者からの排出量であるが、従業員数、年間取扱量その他の要件を満たさないため届出対象とならないもの

非対象業種：対象業種以外の業種に属する事業のみを営む事業者からの排出量

家 庭：家庭からの排出

移 動 体：移動体（自動車、二輪車、特殊自動車、鉄道車両、船舶、航空機）からの排出量



構成比の数値は少数点以下を四捨五入し端数処理を行っているため、グラフの%目盛りと数値がずれる場合があります

図 1 埼玉県と全国の総排出量とその構成比

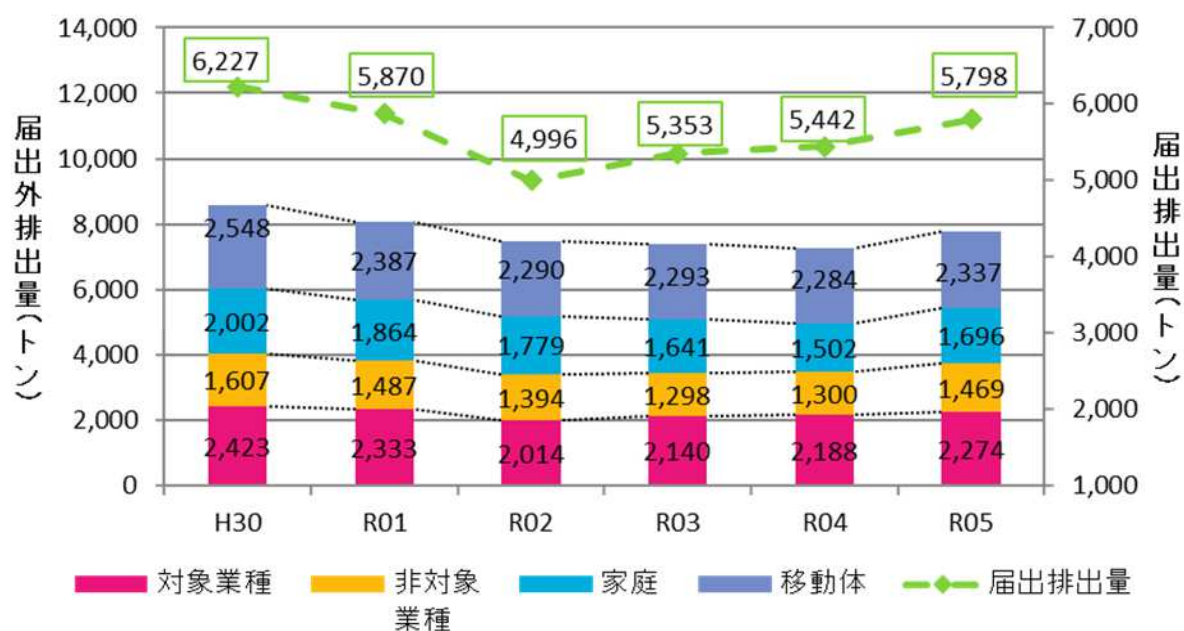


図2 埼玉県の出発排出量と出発外排出量の6年間の推移（H30～R5）

(2) 物質別の総排出量

埼玉県の物質別の総排出量とその構成比は図3のとおりです。

埼玉県では特にトルエンが多く排出されており、総排出量は愛知県に続き全国2位となっています。これは、埼玉県には出版・印刷・同関連産業やプラスチック製品製造業等、溶剤としてトルエンを多量に使用する事業所が多いからです。

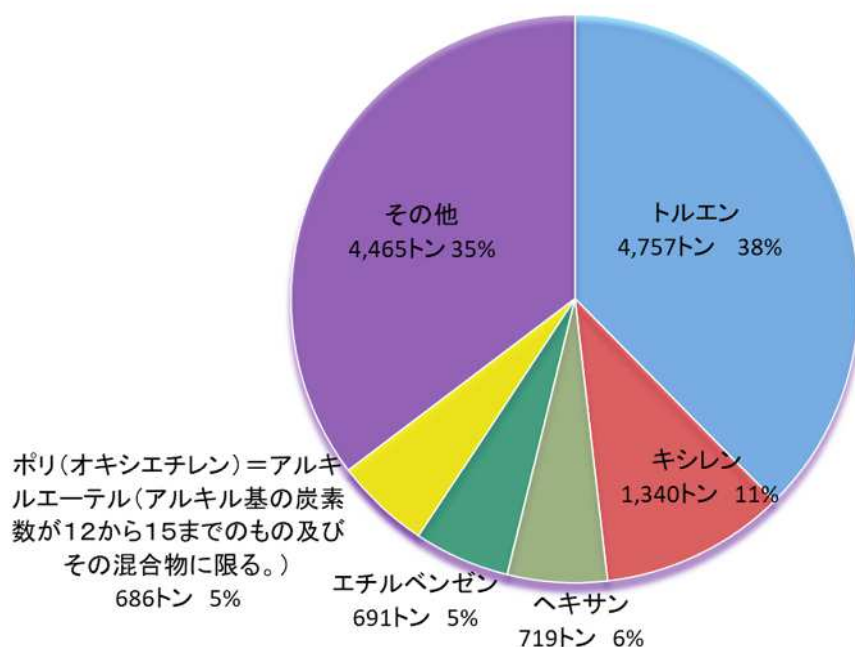


図3 埼玉県の物質別の総排出量とその構成比

(3) 特定第一種指定化学物質（ダイオキシン類を除く）

P R T R制度の対象物質のうち、環境や人体への影響が大きいとされる23物質は特定第一種指定化学物質として指定されています。

埼玉県の特第一種指定化学物質別の総排出量とその構成比は図4のとおりです。

多く排出されている特定第一種指定化学物質は①ホルムアルデヒド、②ベンゼン、③トリクロロエチレン、④アセトアルデヒド、⑤1,3-ブタジエンの順でした。

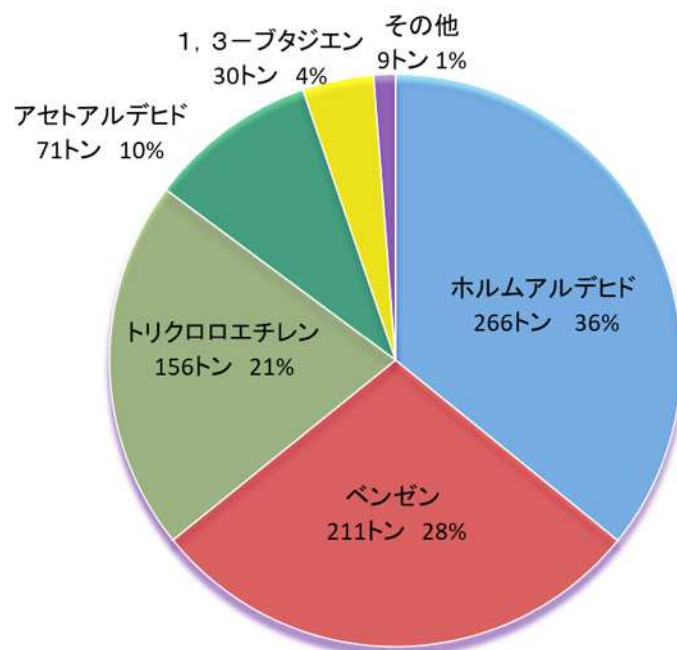


図4 埼玉県の特第一種指定化学物質別の総排出量とその構成比

(4) ダイオキシン類

埼玉県と全国のダイオキシン類の排出量とその構成比は、表3および図5のとおりです。埼玉県のダイオキシン類の総排出量は6,149mg-TEQ*/年で、令和4年度と比較し47%増加しました。

埼玉県ではすべての大気常時監視地点において、環境基準を達成しています。

全国でのダイオキシン類の総排出量は219,081 mg-TEQ/年で、令和4年度と比較して6%減少しました。

また、届出排出量の占める割合が埼玉県では61%に対し、全国では78%となっており、排出源の違いが見受けられました。

表3 埼玉県と全国のダイオキシン類の排出量（単位：mg-TEQ）

	届出排出量	届出外排出量(推計値)				総排出量	前年との比較
		対象業種	非対象業種	家庭	移動体		
埼玉県	3,754	1,949	401	2	45	6,149	+47%
全国	171,214	37,322	9,625	30	890	219,081	-6%

* TEQ：毒性等量

ダイオキシン類は構造の類似した毒性の異なる多くの化学物質の総称で、もっとも毒性の強い2,3,7,8-テトラクロロジベンゾ-パラ-ジオキシンに換算した量のことです。

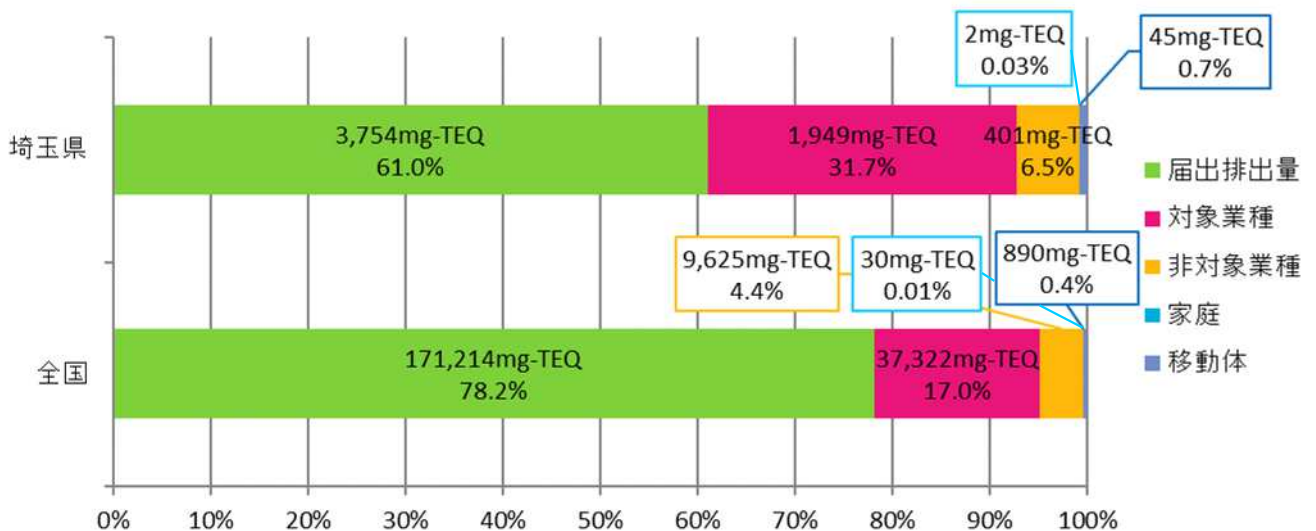


図5 埼玉県と全国のダイオキシン類の排出量とその構成比

3 届出排出量

(1) 排出先別の届出排出量

埼玉県と全国の排出先別の届出排出量とその構成比は、表 4 および図 6 のとおりです。
埼玉県では、大気への排出量が 5,561 トン（96％）であり、全国（86％）よりも高い割合になっています。

表 4 埼玉県と全国の排出先別の届出排出量（単位：トン）

		大気	公共用 水域	土壌	埋立	合計
埼玉県	R5年度	5,561	237	-	0	5,798
	増減率	7%	6%	-	-	7%
全国	R5年度	117,169	12,431	26	7,250	136,877
	増減率	6%	98%	937%	43%	12%

各数値の少数点以下を四捨五入し端数処理を行っているため、その合計は一致していません

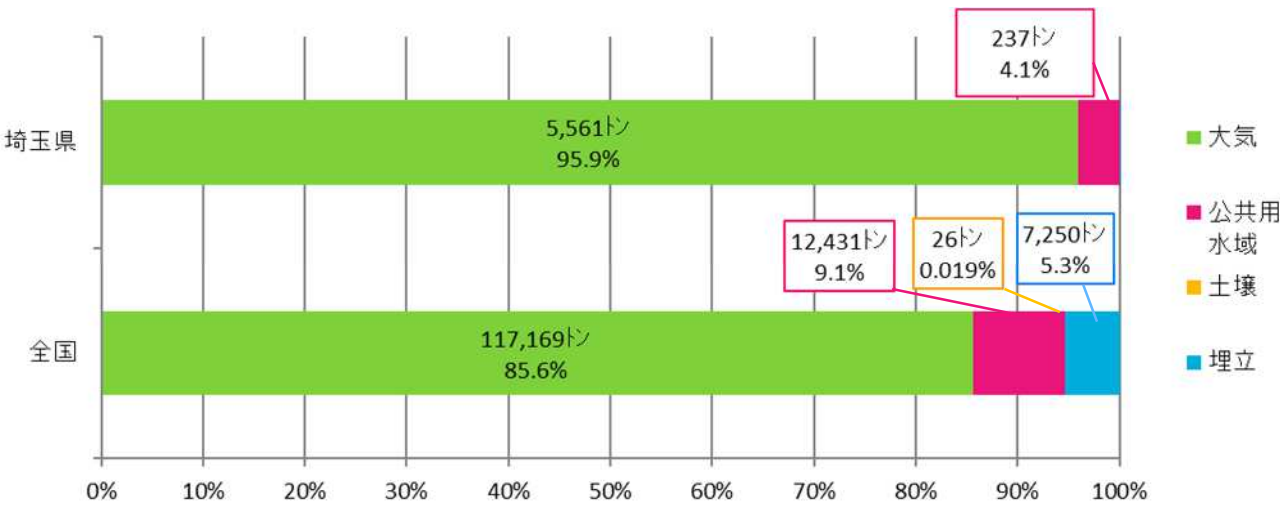


図 6 埼玉県と全国の排出先別の届出排出量とその構成比

(2) 届出排出量の経年変化

法令改正により、令和5年度から515物質が届出対象となりました。

令和5年度埼玉県での届出排出量は5,798トンで、平成13年度から70%減少、令和4年度から7%増加しています。

表5 埼玉県の届出排出量の経年変化（単位：トン）

年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18
届出排出量 (トン/年)	19,438	18,136	16,656	14,907	14,616	13,146
年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24
届出排出量 (トン/年)	12,302	9,492	8,323	9,087	8,555	7,756
年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30
届出排出量 (トン/年)	7,967	7,765	7,426	6,780	6,417	6,227
年度	R1	R2	R3	R4	R5	
届出排出量 (トン/年)	5,870	4,996	5,353	5,442	5,798	

届出排出量
(トン)

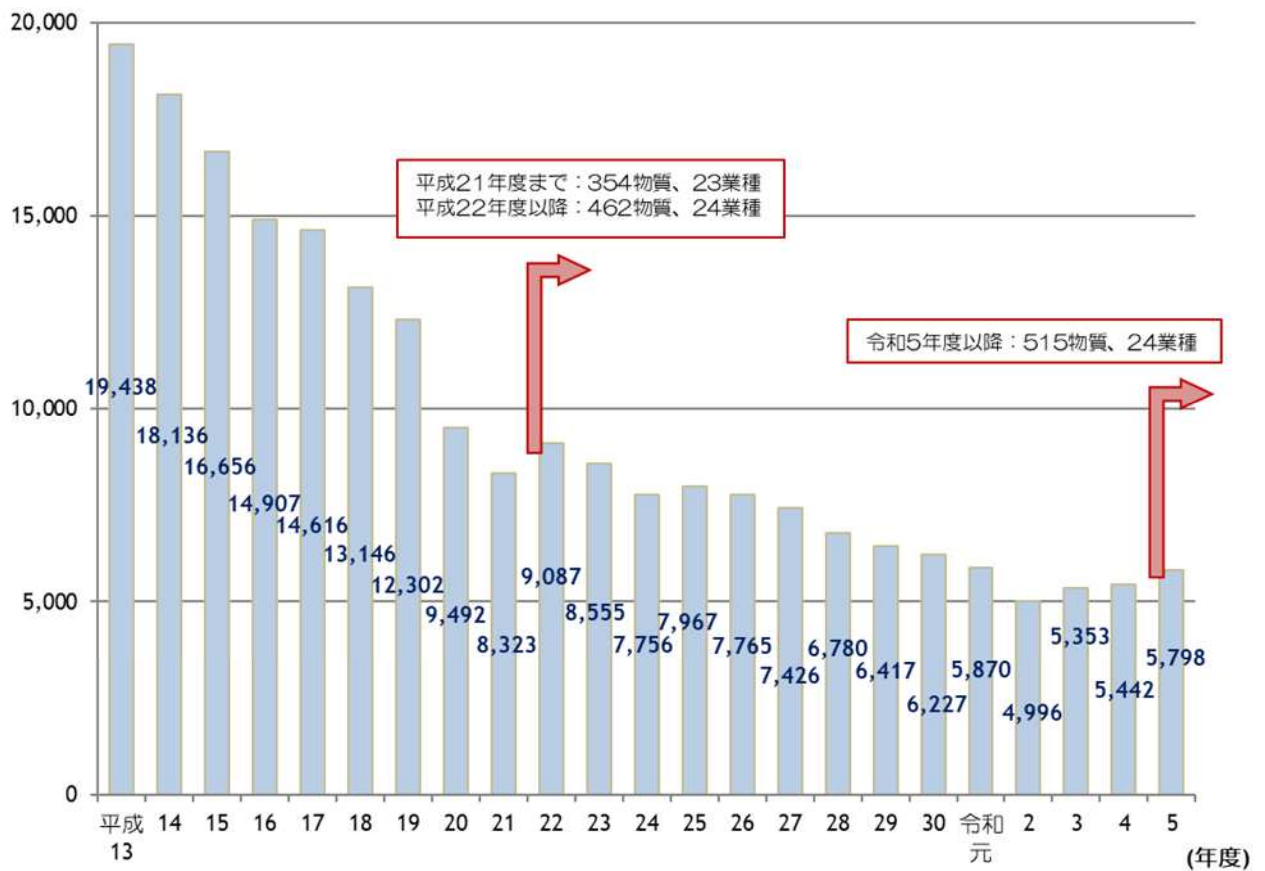


図7 埼玉県の届出排出量の経年変化

◎ 届出排出量が平成 13 年度以降減少している主な要因

ア 事業者の取組

- ・ 大気汚染防止法および埼玉県生活環境保全条例に基づく VOC（揮発性有機化合物）規制への対応（処理装置の設置等）
- ・ 化学物質を取り扱う作業の改善など、事業者の自主的な取組による排出量の削減

イ 県の取組

- ・ 立入検査等において実施した化学物質排出量の削減指導
- ・ 県民・事業者・行政が意見交換等により情報共有・相互理解を図る取組（環境コミュニケーション）の推進・支援
- ・ VOC削減に関する普及促進セミナーや環境コミュニケーション研修会等の開催

(3) 物質別の届出排出量

埼玉県では、対象物質である 515 物質のうち 270 物質について届出がありました。

埼玉県の物質別の届出排出量とその構成比は図 8 のとおりです。多く排出されている物質は①トルエン、②ヘキサン、③キシレン、④ジクロロメタン（塩化メチレン）、⑤エチルベンゼンの順でした。

また、全国の届出排出量の多い物質は、①トルエン、②キシレン、③エチルベンゼン、④ヘキサン、⑤ジクロロメタン（塩化メチレン）の順でした。

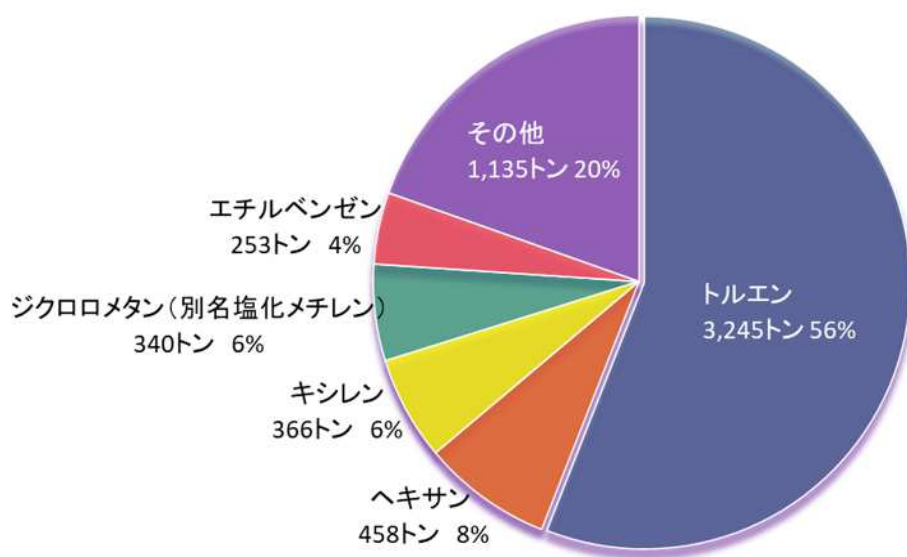
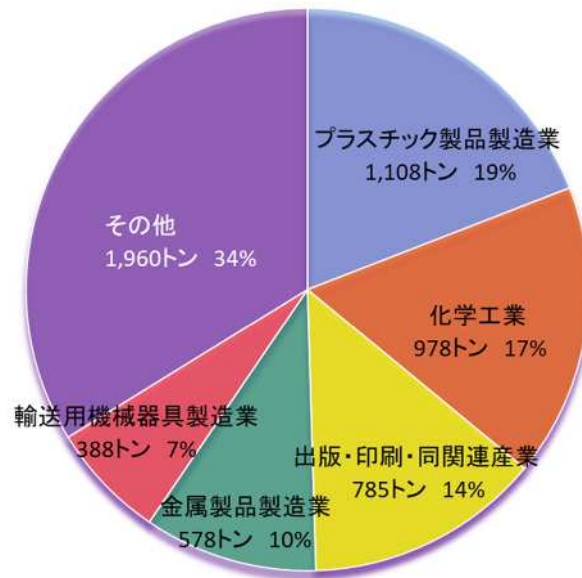


図 8 埼玉県の物質別の届出排出量とその構成比

(4) 業種別の届出排出量

埼玉県の業種別の届出排出量とその構成比は図 9 のとおりです。最も多く排出している業種は①プラスチック製品製造業、②化学工業、③出版・印刷・同関連業、④金属製品製造業、⑤輸送用機械器具製造業の順でした。



※各数値の少数点以下を四捨五入し端数処理を行っているため、各%の合計は 100% になりません

図 9 埼玉県の業種別の届出排出量とその構成比

全国の届出排出量の多い業種は、①化学工業、②輸送用機械器具製造業、③プラスチック製品製造業、④金属製品製造業、⑤船舶製造・修理業、船用機関製造業の順でした。

4 届出外排出量

(1) 家庭からの排出量

埼玉県の家から排出される物質別の届出外排出量とその構成比は図 10 のとおりです。

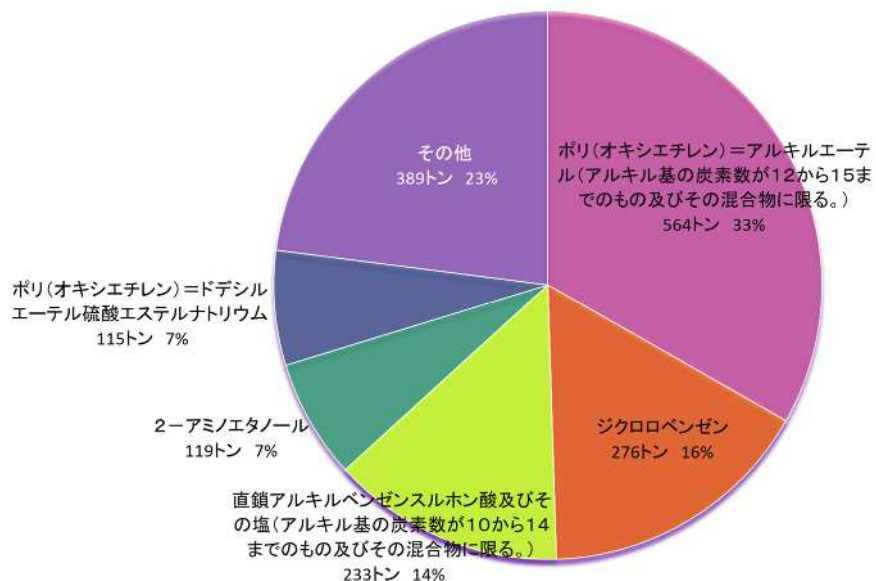


図 10 埼玉県の家から排出される物質別の届出外排出量とその構成比

(2) 移動体からの排出量

埼玉県の移動体から排出される物質別の届出外排出量とその構成比は図 11、移動体別の届出外排出量とその構成比は図 12 のとおりです。

排出量の多いトルエン、キシレン、ベンゼンは主にガソリン車、ホルムアルデヒドは主にディーゼル車の排気ガスとして排出されています。

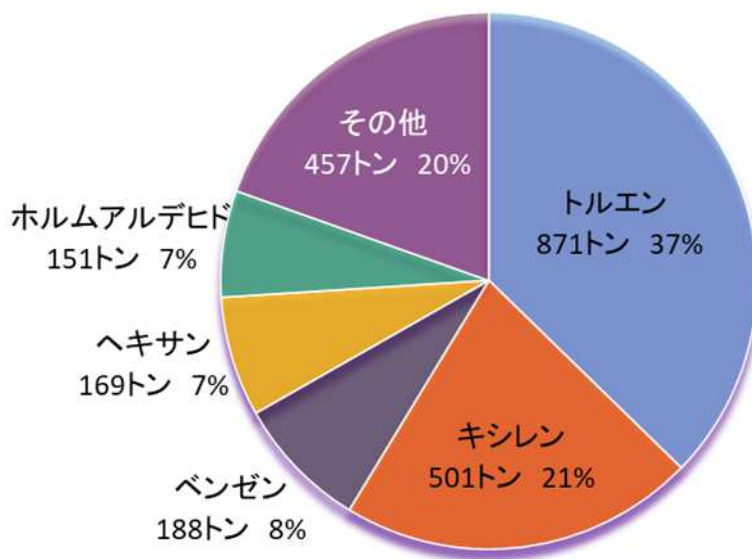


図 11 埼玉県の移動体から排出される物質別の届出外排出量とその構成比

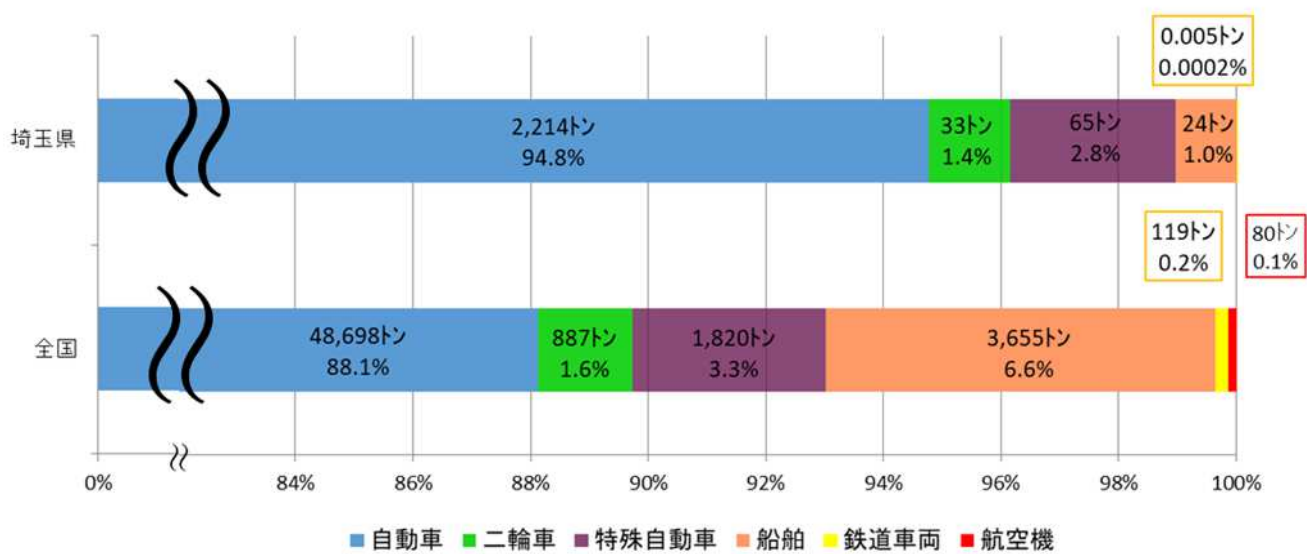


図 12 埼玉県と全国の移動体別の届出外排出量とその構成比

5 届出移動量

(1) 移動先別の届出移動量

届出された移動量は、廃棄物として事業所の外に移動する量と下水道に移動する量に分類されます。埼玉県と全国の移動先別の届出移動量とその構成比は、表 8 および図 13 のとおりです。

埼玉県の届出移動量は前年度より 3%増加し、全国の届出移動量は 7%増加しました。構成比は埼玉県、全国ともにほぼ同じとなっています。

表 6 埼玉県と全国の移動先別の届出移動量(単位:トン)

		廃棄物	下水道	移動量合計
埼玉県	移動量	7,842	73	7,915
	増減率	3%	170%	3%
全国	移動量	263,986	1,803	265,789
	増減率	7%	127%	7%

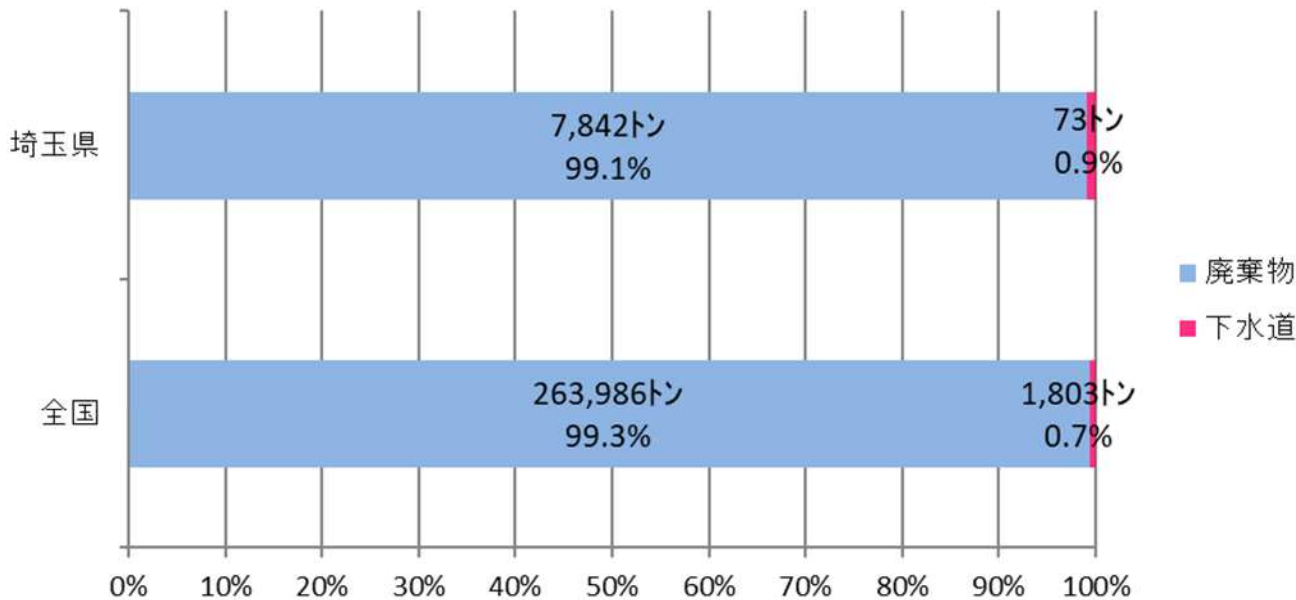
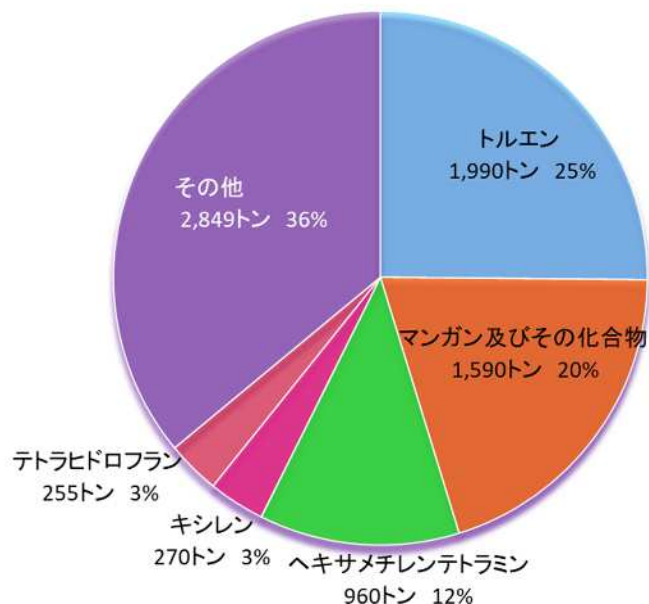


図 13 埼玉県と全国の移動先別の届出移動量とその構成比

(2) 物質別の届出移動量

埼玉県物質別の届出移動量とその構成比は図 14 のとおりです。

届出移動量の多い物質は①トルエン、②マンガン及びその化合物、③ヘキサメチレンテトラミン、④キシレン、⑤テトラヒドロフランの順でした。



※各数値の少数点以下を四捨五入し端数処理を行っているため、各%の合計は 100% になりません

図 14 埼玉県物質別の届出移動量とその構成比

6 物質別の用途、人体への影響

第一種指定化学物質のうち代表的な物質の用途および人体への影響を表7～表9に示します。なお、これらの化学物質は適正に管理していれば、直接、人体へ影響を及ぼすものではありません。

表7 届出排出量上位5物質の用途及び人体への影響

届出排出量上位5物質		用 途	人体への影響
順位	名 称		
1	トルエン	カリ成分、溶剤、合成原料	中枢神経抑制作用、頭痛、めまい
2	ヘキサン	カリ成分、溶剤	皮膚や眼への刺激、神経系の障害
3	キシレン	溶剤、合成原料、カリ成分	中枢神経抑制作用、頭痛、めまい
4	ジクロロメタン (塩化メチレン)	洗浄剤、溶剤、イソ成分	皮膚や眼への刺激、中枢神経系の障害
5	エチルベンゼン	合成原料、溶剤、カリ成分	皮膚や粘膜への刺激、めまい

表8 埼玉県における総排出量上位5物質の特定第一種指定化学物質の用途及び人体への影響

特定第一種指定化学物質		用 途	人体への影響
順位	名 称		
1	ホルムアルデヒド	合成樹脂原料、防腐剤	皮膚や眼への刺激、神経系・呼吸器の障害
2	ベンゼン	カリ成分、合成原料	造血機能障害、リンパ性白血病
3	トリクロロエチレン	脱脂溶剤、代替フロン原料	頭痛、めまい、眠気、肝臓・腎臓の障害
4	アセトアルデヒド	合成原料、防腐剤	シックハウス症候群、発がん性
5	1,3-ブタジエン	合成樹脂原料、合成原料	めまい、呼吸器への刺激

表9 家庭からの排出量上位5物質の用途（含有する製品）及び人体への影響

家庭からの排出量上位5物質		用途 (含有する製品)	人体（動植物・環境）への影響
順位	名 称		
1	ポリ(オキシエチレン)ニアルキルエーテル	台所用合成洗剤	動植物の生育・生息に対する影響
2	ジクロロベンゼン	防虫剤、消臭剤	中枢神経抑制作用、頭痛、鼻炎
3	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	洗濯用合成洗剤	動植物の生育・生息に対する影響
4	2-アミノエタノール	合成洗剤、中和剤	皮膚や眼への刺激
5	ポリ(オキシエチレン)ニドデシルエーテル 硫酸エステルナトリウム	シャンプー	皮膚や眼への刺激、消化器の障害